

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月19日
【会社名】	株式会社テクノメディカ
【英訳名】	Techno Medica Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 實吉 政知
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区仲町台五丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月25日に提出いたしました第28期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

平成28年3月期の決算監査において、監査法人から、当社の売上取引に関して不適切な会計処理がなされている疑義の指摘を受けて、当社は、平成28年4月28日に本件疑義に係る事実解明及び会計処理の適正性に係る事実解明を目的として第三者委員会を設置いたしました。平成28年6月23日に、第三者委員会による調査報告書を受領し検討した結果、主として前代表取締役会長や前常務取締役経営管理部長の指示に基づき以下の不適切な会計処理が行われたことが判明いたしました。

### 採血管準備装置（国内）に係る売上の先行計上又は架空取引

平成19年3月期以降の採血管準備装置（国内）の売上取引の一部について、製品をエンドユーザーである病院等に納品していないにも関わらず、当社が直接契約している外部倉庫に製品を移動させることで直接の販売先である顧客の検収を受けたかのような外観を作出し、売上高の先行計上を行っていたこと。

また、売上取引の実態がないにも関わらず、特定の取引先に対して売上を計上し、当社より当該取引先に対して架空の研究開発を発注することで資金を還流させ売上代金を回収したかのような外観を作出し、架空取引を行っていたこと。

### 輸出売上取引に係る売上の先行計上又は架空取引

平成21年3月期以降の採血管準備装置等の海外の取引先への売上取引の一部について、顧客注文書、船荷証券（B/L）又は航空貨物運送状（Air Waybill）の偽造等を行い、売上高の先行計上又は架空取引を行っていたこと。

### 医療関係システムに係る売上高の先行計上

平成22年3月期以降の医療関係のシステムの開発、保守及び既存システムの更新に係る売上取引の一部について、顧客からの検収を受ける前に検収書の偽造を行うこと等の方法により、売上高の先行計上を行っていたこと。

### 関連当事者との取引に係る架空取引

平成23年3月期の当社の法人主要株主に対する機器の売上取引260百万円について、売掛金の回収に関する合理的な根拠がないにも関わらず、売上取引が成立しているような外観を作出し、また、当社より法人主要株主に対して架空の仕入及び架空の研究開発を発注することで資金を還流させ売上代金を回収したかのような外観を作出するなどして、架空取引を行っていたこと。

第三者委員会の調査報告書の指摘を受け、当社は過去に提出した有価証券報告書及び四半期報告書に記載されている財務諸表に含まれる不適切な会計処理を訂正し、平成23年3月期から平成27年3月期までの有価証券報告書並びに平成26年3月期第1四半期から平成28年3月期の四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

平成28年6月23日に第三者委員会から受領した調査報告書を基に不適切な会計処理の発生原因を分析・評価した結果、上記の不適切な会計処理を引き起こした内部統制の不備のうち、当事業年度の末日における開示すべき重要な不備は、次のとおりであると認識しています。

(1) 役職員のコンプライアンス意識の欠如

前代表取締役会長の経営方針の一つとして売上高に関して前期比で増加し続けなければならないという考えが根底にあり、不適切な会計処理を行ってまでも実現しなければならないという役職員の誤った意識が今回の訂正の対象となった取引を誘引した一因となっており、役職員のコンプライアンス意識が欠如していたと認識しています。

(2) ガバナンス体制の不備

採血管準備装置に係る売上高の前倒し計上に関しては、社内では周知の事実であったが、これについて多くの役職員が不適切な会計処理であることの認識を持たず異を唱えるものがいなかったという企業風土が不適切な会計処理を長年継続して行ったことの一因となっており、ガバナンス体制に不備があるものと認識しています。

(3) 収益認識時点を特定する証憑書類の整備状況に係る不備

採血管準備装置に係る売上取引について、「検収確認書兼受領書」を売上計上の根拠証憑としていたが、「検収確認書兼受領書」に関しては、得意先の検収の事実の有無にかかわらず押印されていたことから、採血管準備装置の売上取引に係る検収の実態を示すものではなく、病院等のエンドユーザーにおける検収の事実を示す証憑書類が存在しませんでした。このため、収益認識時点を特定する証憑書類の整備状況に不備があるものと認識しています。

(4) 棚卸の実施体制に係る不備

期末時点において外部倉庫で採血管準備装置の本体等の一時保管を行っていましたが、当該外部倉庫の存在を監査法人は伝えず、また当社においても実地棚卸の対象としていませんでした。このため、棚卸の実施体制に不備があるものと認識しています。

(5) 経営管理部門における決算体制に係る重大な不備

適切な財務報告を行うことについて責任を負うべき立場にある前常務取締役経営管理部長が不適切な会計処理に係る具体的な内容について立案し、実施していたことから経営管理部門における決算体制に重大な不備があるものと認識しています。

上記の不適切な会計処理の発生原因に関する分析・評価結果を受け、当社の全社的な内部統制、業務プロセスの一部（販売プロセス、在庫プロセス）及び決算・財務報告プロセスについて、開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

これらは、当事業年度末日後に事実が発覚したため、当該不備を事業年度の末日までに是正することはできませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて財務諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会の調査報告書における事実関係、問題点及び再発防止策に係る提言を踏まえて、必要な改善及び措置を進め、以下のとおり再発防止策を講じることで内部統制の充実を図り法令遵守の徹底に努めてまいります。

(1) 役職員のコンプライアンス意識の醸成

役職員のコンプライアンスに関する意識が希薄であり、特に上場会社としての公正な証券市場の確立に不可欠な適正な開示を行うことの責務についての認識が欠如していたことから、証券市場における当事者としての責務を再認識する必要があると認識しています。そのためには市場関係者との対話、外部機関による研修実施等により、証券市場に上場する会社として享受する権利と併せて果たすべき義務が何かを学び続けることで役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めてまいります。

(2) ガバナンス体制の再構築

多くの役職員が不適切な会計処理であることの認識を持たず異を唱えるものがいなかったという企業風土が醸成されている当社の現状においては、現経営陣との一定の緊張感を保った上で厳しく業務執行部門を監督できる人材として、社外取締役に当社と利害関係のない弁護士を選任することでガバナンス体制の再構築に努めてまいります。

また、当社経営方針の一つである右肩上がりの売上高を目指すことが過度に強調され、売上高の先行計上に疑義を抱かない企業風土へ繋がってしまったことから、当社と利害関係のない他社の財務経理担当取締役経験者を採用し、社内ガバナンス体制強化へ繋げてゆきます。

(3) 会計制度、内部統制制度の再構築

当社にとって、より適切な業務の流れを再構築するとともに内部統制制度をあらためて整備し、これに係る規程関係を遵守することで適切な業務の継続的な運用の確保に努めてまいります。また、当該規程関係が実際の業務の流れに即したものであるか、常に改善の視点で批判的に検討し、日々改善の規準とするべく努めてまいります。